## 広島県教育委員会教育長訓令第三号

庁

本

地方機関

学校以外の教育機関

改正する訓令を次のように定める。 広島県教育委員会事務局等文書管理規程及び広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を

平成二十二年四月一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

## 広島県教育委員会事務局等文書管理規程及び広島県教育委員会事務局等決裁規

## 程の一部を改正する訓令

(広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正)

第一条 広島県教育委員会事務局等文書管理規程 (昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓

令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

「広教泰文」」で、

教

衆

建」

文化財課

文化財課 「只 徴 衆 犬」」を

生涯学習課「「片 巻 州 年」」、特別支援教育課「「片 巻 州 年」」、

「広島県立みよし風土記の丘 「 「 」 「 」 ■ 」」を

「広島県立みよし風土記の丘 「広 海 風」

広島県立歴史博物館 「戸 洒 薄」」に、広島県立歴史民俗資料館 「戸 洒 礴」 に、

広島県立歴史民俗資料館 「戸 洒 瀬」を「広島県立福山少年自然の家 「戸 洒 畝 少」

広島県立歴史博物館 「広 海 萬」」

「広島県立福山少年自然の家 「広県福少」 \_ に改める。

(広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部改正)

第二条 広島県教育委員会事務局等決裁規程(昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第

一号)の一部を次のように改正する。

項」に改め、 附則中第五項を第七項とし、 同項を附則第五項とする。 第四項を第六項とし、 附則第三項中 「第三項」 を 「第五

に次の二項を加える。 第三十号」を「第十八号まで、 附則第二項中「第三項」を「第五項」に、 第二十一号、 第三十号及び第三十一号」に改め、 「第十七号まで、 第二十号、 第二十 同 九号及び 『項の次

- できる。 管理部の部総務課の項課長専決事項の欄第十三号に掲げる事項について専決することが 当分の間、 職の設置規則附 |則第五項に掲げる秘書広報室長の職にある者は、 别 表第二
- る。 部の部総務課の項課長専決事項の 当分の間、 職の設置規則附則第五項に掲げる法務室長の職に 欄第十四号に掲げる事項につい ある者は、 て専決することができ 別表第二管理

を同欄第十一号とし、 号ずつ繰り下げ、 七号」に改め、 別表第一部長専決事項の 同号を同欄第十三号とし、同欄第十一号を同欄第十二号とし、 同欄第十二号中「第十五号」 同欄第九号の次に次の一号を加える。 欄中第十九号を第二十号とし、 を「第十六号」に、 第十三号から第十八号までを一 「第十六号」を「第十 同欄第十号

でを一号ずつ繰り下げ、 別表第一課長専決事項の欄中第三十四号を第三十五号とし、 予定賃貸料の年額又は総額が三百万円未満の行政財産及び普通財産の貸付 同欄第十三号の次に次の一号を加える。 第十四号から第三十三号ま

十四四 (定例的な普通財産の貸付けを除く。 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円未満の行政財産及び 普通財産 の貸付け

別表第二管理部の部健康福利課の項の次に次のように加える。

化

文

一 文化財保護法(以下この号において「法」という。)第百八十四条第一項及び文化財保護法施行令第五条の規でにより県教育委員会が行うこととされた権が行うこととされた権限のうち、次に掲げる現及び第百二十五条第一項の規定による

の許可 現状変更等の許可 現状変更等の許可

課

財

第四項の規定による項及び法第九十四条第四

- く権限のうち次に掲げ一 文化財保護法に基づ
- 一るも 知定による返還又は通定による返還又は通

三

兀

指定

場合を含む。)の規条において準用する三十二条及び第四十二の第一項(第

(<del>II</del>)

学 涯 生	課育教援支別特	別表第一	
一 社会教育法(昭和二 社会教育法(昭和二 社会教育法(昭和二 日 一 社会教育法(昭和二 日 十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二百七十四年法律第二十四十四年法律第二十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	半担担プァロ	一教育部の部指導第三課の	
一 第十三条の規定に 一 高等学校卒業程度認定試験の実施 一 高等学校卒業 程度認定試験の実施 一 博物館法(昭和二十二 一 博物館法(昭和二十二 一 博物館法(昭和二十二 一 博物館法(昭和二十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 学校教育法施行会に は 第十四条の規定に は 第十四条の規定に よる入学期日等の通知 よる校長及び市町教 方委員会への通知 よる校長及び市町教 よる就学の変更及び よる就学の変更及び 保護者等への通知	項の次項課長	含む。)の規定による 信む。)の規定による 情元及び公開経費の 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、

削る。

	) ζ゛ : : 、 : : : : : : : : : : : : : : : :	別
		課
	———	興
	1),(2)	振
の指定し、注意	<i>/</i>	ツ
長央定)こよる開放交広島県教育委員会教育		
(昭和六十年四月一	<u> </u>	ポ
安開 发事 養 展 極 要一 一 広島県立学校体育		ス
	薦	
	員の無試験認定者の推	
	三号の規定による学芸	
	第二十四号) 第九条第	
	(昭和三十年文部省令	
	二 博物館法施行規則	
	設要求	
び登録の抹消	育のための講	誀
よる廃止届の受理		Ę
二 第十五条の規定	八条	
び変更登録		習
よる変更届の受理及	社会教育主事等の研	]

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。